

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）の概要

1 受給できる事業主

有期契約労働者等(*)を雇用する又は雇い入れる予定の事業主

*「有期契約労働者等」とは

- ① 有期契約労働者(雇用期間の定めのある労働契約を締結する労働者)
- ② 無期契約労働者(雇用期間の定めのない労働契約を締結する労働者)のうち、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員以外のもの

2 支給要件

有期契約労働者等に以下の訓練を行った場合に助成

3 当協会での対象となる講習

フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習

4 助成額

経費助成：実費(負担した受講料の全額 上限あり)

賃金助成：1人1時間当たり 760円<960円>

*大企業は 1人1時間当たり 475円<600円>

< >内は生産性要件を満たす場合

5 手続き

① 訓練計画届の作成・提出

訓練計画届を作成し、技能実習を実施しようとする日の1か月前までに、管轄する労働局長の確認を受け提出する

② 支給申請書の提出

技能実習を終了した日の翌日から2か月以内に、支給申請書を管轄する労働局へ提出する

5 厚生労働省ホームページ

1 パンフレット <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/763.pdf>

2 様式 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717.html>